

国立大学法人電気通信大学経営協議会規程

平成16年 4月 9日

改正

平成17年 4月 1日

平成19年 4月 1日

平成20年 4月 1日

平成22年 3月19日

平成24年 5月22日

平成27年 3月26日

平成28年 1月20日

平成30年 3月30日

平成31年 3月28日

令和 2年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第9条第2項の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学（以下「法人」という。）の経営協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

(1) 学長

(2) 学長が指名する理事及び職員 6人

(3) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い見識を有するもののうちから、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの 9人

(任期)

第3条 前条第2号の学長が指名する職員及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 経営協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 中期目標についての意見（法人が国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第3項の規定により文部科学大臣に対して述べる意見をいう。）に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(2) 中期計画及び年度計画に関する事項のうち、法人の経営に関するもの

(3) 学則（法人の経営に関する部分に限る。）、会計規程、役員に対する報酬及び退職慰労金の支給の基準、職員の給与及び退職手当の支給の基準その他の経営に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(4) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(5) 組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

(6) 学域、類その他重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(7) その他法人の経営に関する重要事項

(会議の運営)

第5条 学長は、経営協議会を主宰し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 経営協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

(議事)

第7条 経営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(構成員以外の者の出席)

第8条 第2条第2号により学長に指名された理事以外の理事、監事及び学長に校務をつかさどることを命じられた副学長及び教育研究評議会評議員である副学長は、常時経営協議会に出席し、意見を述べることができる。

2 経営協議会が必要と認めたときは、前項の者以外の者を経営協議会に出席させて、意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 経営協議会に関する事務は、総務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、経営協議会の運営に関し必要な事項は、経営協議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条第2号及び第3号の改正により、新たに任命される最初の委員の任期については、第3条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日から平成28年3月31日までの間に、第2条の委員として任命さ

れた者（欠員者の後任者であるものを除く。）の任期は第3条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。